

## 政府の交通安全対策の推進体制

## 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）

目的  
体制等

- 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図る
- ① 内閣府に中央交通安全対策会議を設置
  - ② 同会議が交通安全基本計画を作成
  - ③ 政府が年次報告（交通安全白書）を国会に提出

中央交通安全対策会議  
(交通安全対策基本法第 14 条)

会 長 内閣総理大臣  
委 員 関係 12 閣僚  
幹 事 関係 15 事務次官等  
庶 務 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において総括し、及び処理する。  
ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。

決定

## 交通安全基本計画（平成 23 年 3 月）

陸・海・空の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱  
昭和46年度以降5年ごとに作成  
現行計画は第9次（計画期間：平成23年度～平成27年度）

## 【基本理念】

- 交通事故のない社会を目指す。
- 「人優先」の交通安全思想を基本とする。

## 【分野別の方向】

- [道 路] ○ 死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。
- 歩道の整備等により歩行者の安全確保を図る。
- <数値目標> ・ 平成27年までに、24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。
- ・ 平成27年までに、死傷者数を70万人以下にすることを目指す。
- [鉄 道] 鉄道は、多くの国民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。
- <数値目標> ・ 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ・ 運転事故全体の死者数減少を目指す。
- [海 上] ○ 海難の発生を未然に防止する。
- 乗船者等の迅速かつ的確な捜索救助・救急活動を推進する。
- <数値目標> ・ 我が国周辺で発生する海難隻数を第8次計画期間の平均(2,473隻)と比較して、27年度までに約1割削減(2,220隻以下)とする。
- ・ 「ふくそう海域」における、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。
- [航 空] ○ 航空事故を減少させる。
- 事故につながりかねない安全上のトラブルの未然防止を図る。
- <数値目標> 特定本邦航空運送事業者における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。

## 交通対策本部

(中央交通安全対策会議決定)

本部長 内閣府特命担当大臣  
(交通安全対策)  
構成員 関係 15 事務次官等  
庶 務 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において総括し、及び処理する。  
ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては内閣府政策統括官と国土交通省総合政策局において共同して処理する。

各種対策を決定

飲酒運転の根絶について（平成 18 年 9 月）

飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について（平成 19 年 7 月）

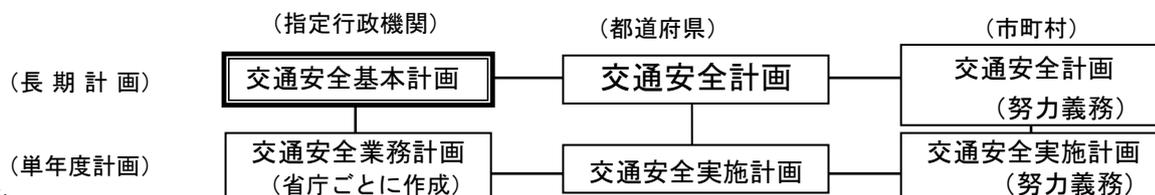
自転車の安全利用の促進について（平成 19 年 7 月）

後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について  
(平成 19 年 7 月)

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について（平成 20 年 1 月）

春・秋の全国交通安全運動推進要綱の決定

交通安全に関する国・都道府県・市町村の計画（都道府県と市町村は陸上交通の安全に関する部分のみ）



# 第9次交通安全基本計画の概要

平成22年2月から中央交通安全対策会議専門委員会議を開催

検討・議論を踏まえ

平成23年3月、中央交通安全対策会議で決定

計画期間：平成23年度～平成27年度（5か年）

## 第1 計画の基本理念

- 人命尊重の理念に基づき、交通事故被害者の存在に思いをいたし、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。
- 高齢者、障害者、子ども等の交通弱者に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。

## 第2 道路交通の安全

### 【道路交通の安全についての目標】

- ① 24時間死者数を3,000人(※)以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。(※この3,000人に平成22年中の24時間死者数と30日以内死者数の比率を乗ずるとおおむね3,500人)
- ② 死傷者数を70万人以下にする。

### 【道路交通の安全についての対策】

#### <視点>

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路及び幹線道路における安全確保

#### <対策の柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

## 第3 鉄道交通の安全

### 【鉄道交通の安全についての目標】

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

### 【鉄道交通の安全についての対策】

#### <視点>

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

#### <対策の柱>

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及 等

## 第4 踏切道における交通の安全

### 【踏切道における交通の安全についての目標】

平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す。

### 【踏切道における交通の安全についての対策】

<視点> それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### <対策の柱>

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 等

## 第5 海上交通の安全

### 【海上交通の安全についての目標】

- ① 我が国周辺で発生する海難隻数を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに、約1割削減(2,220隻以下)とする。
- ② 「ふくそう海域」における、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

### 【海上交通の安全についての対策】

#### <視点>

- ① 海難防止のための諸施策の継続的推進
- ② 人命救助体制の充実・強化

#### <対策の柱>

- ① 海上交通環境の整備
- ② 海上交通の安全に関する知識の普及 等

## 第6 航空交通の安全

### 【航空交通の安全についての目標】

昭和61年以降継続している特定本邦航空運送事業者における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。

### 【航空交通の安全についての対策】

#### <視点>

- ① 航空輸送の安全に対する信頼回復
- ② 航空容量の拡大に伴う安全で効率的なシステムの確立
- ③ 国家安全計画の導入

#### <対策の柱>

- ① 総合的な安全マネジメントへの転換
- ② 航空交通環境の整備 等